

金銭消費貸借契約規約（パートナーズローン（極度型））

第1条（契約の成立）

- 1.本規約に基づく極度貸付基本契約（以下、「本契約」という。）は、会員（パートナーズローンサービス利用規約に基づき会員となった者をいう。以下同じ。）の申込みに基づき株式会社リクルートファイナンスパートナーズ（以下、「当社」という。）が所定の審査の下で提示した極度額、借入限度額、借入利率、返済期日、返済方法、借入形態その他の条件で申込を行い、当社が契約締結の完了画面を表示する方法により承諾したときに成立する。
- 2.前項の規定にかかわらず、会員が書面により当社に申込をした場合、本契約は、当社が所定の審査の下で承諾したときに成立する。

第2条（極度額及び借入限度額）

- 1.極度額は、会員が希望した額を上限として、当社が所定の審査により算出して契約締結時書面（貸金業法第17条第2項に規定する書面をいう。以下同じ。）の極度額欄に記載した金額とする。
- 2.当社は、会員の信用状況その他の事情に関する当社の審査により、極度額を上限として借入限度額を定める。会員は、借入限度額の範囲内で繰り返し借入れ（以下「個別借入れ」という。）を行うことができる。ただし、1日に行うことができる借入れは、1回までとする。
- 3.会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社は、極度額、借入限度額、あるいはその両方を減額することができる。
 - (1)本契約に違反したとき又は債務不履行があったとき
 - (2)貸金業法その他の法令等に基づき必要であるとき
 - (3)会員の営業状況又は信用状態に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき
 - (4)会員との連絡が取れないとき又はそのおそれがあるとき
- 4.当社は、前項各号に定める場合又は当社が相当と認めた場合は、会員による新たな借入れを停止することができる。
- 5.会員の営業状況又は信用状態に関する当社の審査により、当社は、極度額、借入限度額、あるいはその両方を増額し、又は、新たな借入れの停止を解除することができる。

第3条（借入利率）

- 1.借入利率は、当社が所定の審査により算出して契約締結時書面に記載した利率を適用する。
- 2.当社は、会員の営業状況又は信用状態に関する当社の審査により、当該利率を変更することができる。

第4条（遅延損害金（賠償額の予定））

会員が第 11 条により期限の利益を喪失した場合、会員は、当社に対し、その翌日から、本契約に基づく残元本全額及び期限の利益を喪失した日までの利息の合計額を返済する日まで、残元本全額に契約締結時書面記載の計算方法により算定された額を上限として、当社の請求に従って遅延損害金を支払う。

第 5 条（個別借入れの方法）

- 1.会員は、当社所定のウェブサイト（「パートナーズローンサービス」（以下「PL」という。）上で会員 ID 及びパスワードを使用してログインしたマイページから個別借入れの申込みを行うことができる。
- 2.前項に基づく申込みに対して、当社が個別借入れに係る契約締結の完了画面を表示する方法により承諾するものとし、当該承諾時に個別借入れに係る契約が成立する。
- 3.当社は、会員が当社に登録した、あるいは会員が株式会社リクルート及びそのグループ会社に登録済みの金融機関口座に対して、個別借入れに係る契約に基づき借入金額の振込みを行う。
- 4.会員が本契約に基づく借入残高がある状態で、新たな個別借入れを行ったときは、会員は、従前の借入残高の元本と新たな個別借入れの借入額の合計額を本契約に基づく金銭消費貸借の目的とすることに合意したものとする。

第 6 条（借入金の返済方法）

- 1.会員は、毎月、本契約に定める返済期日に、各回の返済金額を返済する。なお、返済期日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に返済することとする。
- 2.返済方法は、当社指定の金融機関口座への振込み又は会員指定の口座からの口座振替いずれかの方法のうち会員があらかじめ選択した返済方法とする。なお、口座振替を選択した場合には、当社に対する口座振替依頼の手続を行うものとする。
- 3.会員は、当社所定の方法により前項で選択した返済方法を変更することができる。
- 4.当社が相当と認める事由がある場合、当社は、口座振替を停止することができる。また、口座振替を停止した場合には、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたときは、当社は、口座振替を再開することができる。
- 5.口座振替ができなかった場合（口座振替の手続が完了していない場合を含む。）又は前項により当社が口座振替を停止した場合は、会員は、当社指定の金融機関口座への振込みの方法により返済する。なお、振込手数料は、会員の負担とする。

第 7 条（各回の返済金額）

- 1.各回の返済金額は、別表 1 のとおり、本契約に基づく借入残高及び当社が会員に対して設定した借入利率に応じて決まるものとする。
- 2.返済方法が口座振替の場合、返済期日から起算して 6 営業日前の日（以下「基準日」とい

う。)における本契約に基づく借入残高及び利率に基づいて、返済金額を決定するものとし、基準日以降に追加の借入れまたは返済がなされた場合であっても、返済金額は変更しないものとする。

- 3.前項の規定にかかわらず、返済方法が口座振替の場合において、別表 1 に基づく返済金額が本契約に基づく借入残高よりも大きいときは、返済金額は、会員が本契約に基づき負担する債務の全額とする。

第 8 条 (返済金額の充当順序)

- 1.返済金額は、原則として、(1) 費用及び手数料、(2) 遅延損害金、(3) 利息、(4) 元本の順に充当される。ただし、会員が当社に対し複数の債務を負担しており、その返済金がその月の返済合計額に満たない場合には、いずれの債務に充当するかは当社の指定によるものとし、会員は、当社が指定した順位に異議を述べないものとする。
- 2.各回の返済金額を超過する金額を当社が受領した場合は、当社は、当該超過分を前項の順序に従って充当するものとする。当該充当後において、なお残額があるときは、当社は、当社所定の方法で当該残額を会員へ返金するものとする。

第 9 条 (費用及び手数料の負担)

会員は、以下の費用及び手数料を負担する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)公租公課に充てられるべきもの
- (2)ATM 手数料 (ただし、貸金業法等の法令で利息とみなされない金額の範囲内)
- (3)返済のために必要な費用
- (4)書類の郵送に要する費用及び手数料
- (5)会員の要請により当社が行う事務の費用
- (6)その他別途合意する費用及び手数料

第 10 条 (期限前返済)

- 1.会員は、当社の承諾を得た上で、返済期日より前に返済を行い、又は返済期日が到来する返済金額より多くの金額を支払うことができる。
- 2.前項に従って期限前返済をした場合におけるその直後の返済期日は、以下に掲げる返済方法に応じて、それぞれ以下のとおりとする。
 - (1)口座振替の場合
本契約に基づきあらかじめ定められている返済期日における口座振替が行われるものとする (返済期日は繰り下がらないものとする。)
 - (2)振込みの場合
期限前返済に係る返済金額は、次回以降の返済期日に返済すべき債務に順次充当される

ものとする。なお、期限前弁済により返済期日に返済すべき債務が充当された場合であっても、本契約に基づきあらかじめ定められている返済期日は繰り上がらないものとする。

3.第 1 項の支払を行う場合は、当社指定の金融機関口座への振込みにより支払うこととする。なお、振込手数料は、会員の負担とする。

第 11 条（期限の利益の喪失）

1.会員は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社からの何らの通知催告を要さずに、本契約に基づく債務を含む当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該債務（遅延損害金を含む。）の全額を直ちに支払う。

(1)会員の当社に対する債務（本契約に基づく債務に限らない。）の返済が遅延したとき

(2)手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分があったとき又は支払停止となったとき

(3)差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは担保権実行の申立て又は滞納処分を受けたとき

(4)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てその他の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき又は任意整理の開始があったとき

(5)当社にとって会員の所在が不明になったとき

(6)本契約が終了したとき

(7)会員が合併によらず解散したとき

(8)会員が廃業若しくは転業（業種及び法人から個人事業主への業態変更を含む。）したとき又は営業に必要な許可の取消し若しくは停止を受けたとき

2.会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社からの請求により、会員は、本契約に基づく債務を含む当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、遅延損害金を含む債務の全額を直ちに支払う。

(1)本契約の条項の一にでも違反したとき

(2)当社に差し入れた書面（写しを含む。）に虚偽の記載があったとき、又は、連絡先や収入等の申告を故意で偽ったとき

(3)届出事項の変更その他第 18 条に基づく届出を怠った場合、又は、故意により第 19 条第 1 項に規定する管理義務に違反した場合

(4)株式会社リクルート及びそのグループ会社が、会員との間の取引に基づき取得した会員の営業状況等の情報に照らし、当社が債権を保全するために必要と認めた場合

(5)その他会員の信用状態が悪化し、当社が債権を保全するために必要と認めた場合

(6)株式会社リクルート及びそのグループ会社との取引が解除されたとき

(7)当社が提携するサービスでパートナーズローンの提供条件となっているサービスの登

録が解除されたとき

(8)本契約に関して、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関係法令等に基づき必要とされる各種の対応又は手続等に会員が応じないことその他の理由により、当該対応又は手続等が遅滞し又は完了しないとき

第12条（個別貸付契約内容説明書及び受取証の情報提供）

- 1.当社は、会員が個別借入れをする都度、当該個別借入れに係る契約内容説明書（貸金業法第17条第1項前段に規定する書面をいう。以下同じ。）を交付する。
- 2.当社は、会員より返済を受けた場合で、会員から請求を受けたときは、受取証（貸金業法第18条第1項に規定する書面をいう。以下同じ。）を交付する。
- 3.個別借入れに係る契約内容説明書に記載される返済期間、返済回数、返済期日及び各回の返済金額は、追加の個別借入れ、返済その他の事由によって変動する。

第13条（電磁的方法による情報提供の同意）

- 1.前条の規定にかかわらず、会員は、個別借入れに係る契約内容説明書、契約締結時書面及び受取証、及びその他法令に基づき当社が会員に対して交付する義務のある書面（以下、これらの書面を合わせて「法定書面」という。）の情報提供について、当社が書面の交付に代わって、情報の内容を会員の閲覧に供して、会員の使用する端末に当該情報をPDFデータの方式で記録する方法によって情報提供を行うことを同意する。また、会員は、当該PDFデータを会員の使用する端末に記録するものとする。
- 2.会員が前項に基づく同意を撤回した場合には、当社は、会員による新たな個別借入れを停止することがある。
- 3.第1項の規定にかかわらず、法定書面を交付することがあることを会員は了承する。

第14条（債権譲渡の承諾等）

- 1.会員は、当社が本契約に基づく債権を法令の許容する範囲で第三者に譲渡し、又は担保を設定する場合があることをあらかじめ承認する。
- 2.会員は、当社が本契約に基づく債権の譲受人、譲受人になろうとする者又は担保の設定を受けようとする者に対し、守秘義務を課した上で、当社の有する会員に関する情報を開示する場合があることに、あらかじめ同意する。

第15条（その他の承諾）

- 1.会員は、当社が貸付けの契約に関する勧誘を行うことを承諾する。
- 2.会員は、システムの保守・点検、停電、災害その他当社の責めによらない事由により、取引ができない場合があることを承諾する。
- 3.会員は、当社が会員に対して負う債務と本契約に基づき有する債権とを相殺できることを

承諾する。

- 4.会員は、当社が債権の保全のために必要と認めて、会員に営業状況又は信用状態に関する調査の協力を求めた場合には、当該調査に協力し、求められた事項について報告するものとする。
- 5.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が会員及び代表者の商業登記簿、住民票等を取得する必要があることを承諾する。

第16条（会員に関する情報の取得及び利用等）

- 1.会員及びその代表者は、当社が本規約を含むローン商品（以下、本条において単に「ローン商品」といい、ローン商品に係る契約を「ローン契約」という。）の提供にあたっての審査、ローン商品の提供、ローン契約の締結と維持管理、並びに、当社、株式会社リクルート並びにそのグループ会社のサービス案内、運営、その他必要な場合には、会員及び代表者に係る以下の各号に掲げる情報（以下、これらの情報を総称して「会員情報」という。）を当社が取得、保有及び利用することを承諾する。
 - (1)会員及び代表者の氏名（商号）、住所（所在地）、郵便番号、電話番号、メールアドレス、業種その他会員が当社に対してパートナーズローンサービス利用規約及びローン契約に基づき届出を行った事項
 - (2)マイページ会員登録やローン商品の申込日、契約日、終了日、借入金額、返済状況その他パートナーズローンサービス利用規約及びローン契約に関する情報
 - (3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てその他の会員に関する信用情報
 - (4)会員に関する苦情の内容及び当該内容について、当社が関係者から収集した情報
- 2.会員及びその代表者は、株式会社リクルートが運営するウェブサイト及びこれに関する会員と同社の取引関係により当社が取得した取引の状況、会員の営業状況などの情報及び株式会社リクルート及びそのグループ会社が、会員との間の取引に基づき取得した会員の営業状況等の情報を、これらの会社が当社に対して提供し、当社がこれを与信審査その他ローン商品の提供、ローン契約の締結及び維持管理に使用することを承諾する。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1.会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.会員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済する。
- 4.前項の規定により、会員に損害が生じた場合であっても、会員は、当社になんらの請求ができない。また、当社に損害が生じたときは、会員はその損害について賠償責任を負う。

第18条（届出義務）

- 1.会員は、名称、本店の所在地、電話番号、メールアドレス等の連絡先、代表者氏名その他の当社に届け出た事項（以下、「届出事項」という。）について、変更があった場合には、その都度、速やかに当社に届け出るものとする。
- 2.会員が届け出ている連絡先に当社が通知又は連絡等を行った場合には、通常到達すべき時に会員に到達したものとみなす。
- 3.会員は、その営業に関して監督官庁から処分、勧告、指導その他指摘等を受けた場合には、直ちに当社に連絡するものとする。
- 4.会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第2項第3号に定められる者（外国政府において公的に重要な地位にある者等）に該当することとなった場合には、直ちに当社に届け出る。同条項に定められる者の詳細は、当社ウェブサイト及び申込書にて示す。
- 5.マイページへログインするための情報が漏えいしたおそれがある場合には、会員は、直ちにパスワード変更等の手続をとるとともに、当社に連絡をしなければならない。

第19条（会員 ID 及びパスワードの管理義務）

- 1.会員は、有効な会員 ID 及びパスワードを第三者に知られることがないように厳重に管理し、必要に応じてパスワードを変更する義務を負う。
- 2.当社は、会員 ID 及びパスワードの認証を行った場合には、その者を会員とみなすものとし、会員は、これをあらかじめ承諾する。
- 3.会員は、有効な会員 ID 及びパスワードを入力した者が会員の意思に基づかずに個別借入れの申込みを行った場合であっても、返済の義務を負う。

第20条（本契約の有効期間及び終了）

- 1.本契約の有効期間は、契約が成立した日から1年間とし、本契約が更新されないときは、有効期間の満了により、本契約は終了する。
- 2.有効期間の満了日の1か月前までに、会員又は当社から本契約を継続しない旨の意思表示がない場合には、本契約は、更に1年間継続し、以後も同様とする。
- 3.本契約に基づく債務を完済した場合は、会員は、有効期間中であっても、当社に対して本契約を終了する旨を申し入れることができる。この場合、当社所定の方法により、本契約の終了手続を行うものとする。
- 4.当社は、会員が第11条1項各号又は同条2項各号に掲げる事由に該当した場合は、本契約を終了させることができる。
- 5.本契約が終了した場合は、以後、会員は、新たな個別借入れができない。ただし、新たに当社との間で極度借入基本契約を締結した場合は、この限りではない。

第21条（指定紛争解決機関）

当社が契約を締結する貸金業務に関する指定紛争解決機関は、以下のとおりである。

名 称：日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所 在 地：東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2 階
電話番号：03-5739-3861

第22条（準拠法）

本契約及び個別借入れに係る契約の準拠法は、日本法とする。

第23条（合意管轄）

当社及び会員は、本契約及び本契約に基づく個別借入れに関する一切の紛争について、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（本規約の変更）

1.当社は次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。

(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第25条（特約）

1.当社は、当社が指定する条件を満たす会員に対し、キャンペーンを行うことがあり、キャンペーンに係る特約条項等がある場合、会員がキャンペーンの適用を受けたときは、当該特約条項等に同意したものとみなす。

2.前項に基づき実施するキャンペーンが本契約に係る特別金利キャンペーンの場合、会員は、当該キャンペーンで定める条件で特別金利の適用を受けることができる。なお、当該適用期間終了後は、理由の如何を問わず、当該キャンペーンに係る金利の適用を受けることはできないものとする。

以上

2017年11月2日 制定・施行

2019年3月30日 改定

2020年3月23日 改定

別表1

省略